

平成26年度川口市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成26年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	270,200 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	64,343,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	176,282 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
ア 配 水 管 整 備 事 業	2,969,420 千円
イ 施 設 整 備 事 業	978,171 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事 業 収 益	12,871,887 千円
第 1 項 営 業 収 益	11,922,684 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	289,247 千円
第 3 項 特 別 利 益	659,956 千円

支 出	
第 1 款 事 業 費	11,778,341 千円
第 1 項 営 業 費 用	10,290,860 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	767,187 千円
第 3 項 特 別 損 失	690,294 千円
第 4 項 予 備 費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,553,111 千円は減債積立金 920,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,329,633 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 303,478 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	1,193,548 千円
第 1 項 企業債	900,000 千円
第 2 項 固定資産売却代金	166 千円
第 3 項 受託工事収入	54,790 千円
第 4 項 負担金	44,063 千円
第 5 項 国庫補助金	194,529 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	5,746,659 千円
第 1 項 建設改良費	4,363,271 千円
第 2 項 企業債償還金	1,383,388 千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	浄配水場場内配管 布設事業	600,000 千円	平成26年度	300,000 千円
				平成27年度	300,000 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
検針・収納等業務委託	平成27年度から平成31年度	3,372,000 千円

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 整備事業	900,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 受託工事費 | 166,292 千円 |
| (2) 収益的支出の職員給与費 | 1,412,493 千円 |
| (3) 資本的支出の職員給与費 | 212,572 千円 |
| (4) 交際費 | 300 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、95,903 千円と定める。

平成 26 年 2 月 25 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫